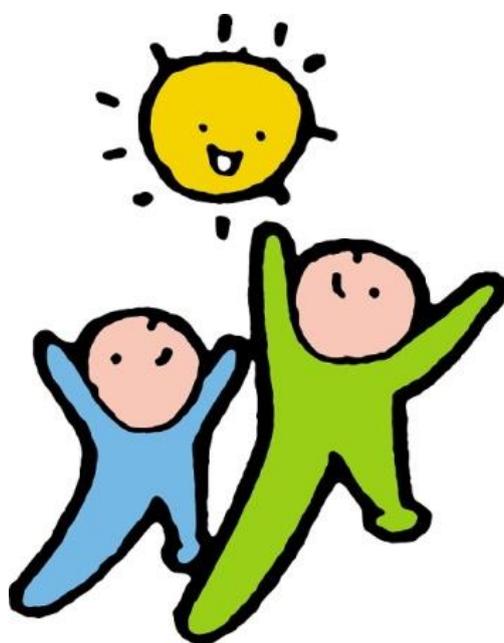


自由民主党滋賀県支部連合会 青年部・局合同大会



平成 29 年 2 月 4 日 (土)
琵琶湖ホテル ローズの間

自由民主党滋賀県支部連合会 青年部・局合同大会 次第（案）

1. 開 会

1. 国歌、党歌斉唱

1. 青年部・局代表挨拶

1. 挨拶

1. 議長選出

活動報告

議案1 規約改正

議題2 役員改選

議題3 活動方針

1. 議長降壇

1. 記念講演

自民党総裁特別補佐 西村康稔 衆議院議員

1. 閉 会

平成28年活動実績

日 時	活動・会議名	場所等
1月23日	県連役員会	クサツエストピアホテル
2月14日	支部全体会議	大津プリンスホテル
2月21日	県連選対委員会	滋賀ビル かすが
2月28日	志我塾（第3期最終講義）	琵琶湖ホテル
3月12日	青年部・局全国大会	自由民主党本部
3月13日	第83回自由民主党大会	グランドプリンス新高輪
3月21-22日	女性部研修旅行参加	石川県・富山県
3月27日	志我塾, 青年部・局役員会	滋賀ビル かすが
4月2-3日	青年部・局県内一斉街頭	県内一円
4月15日	青年部・局役員会	長浜市内
4月24日	県連大会	大津プリンスホテル
5月15日	全国青年部長・局長合同会議	
5月21-22日	青年部・局県内一斉街頭	県内一円
6月5日	青年局全国一斉街頭	県内一円
6月12日	Real Youth project in shiga	琵琶湖ホテル
6月22日	第24回参議院議員選挙 公示	
7月10日	第24回参議院議員選挙 投票	
7月22日	青年部・局役員会、懇親会	守山ヤンマーマリーナ
9月24日	志我塾（第4期第1講座）	大津プリンスホテル
10月16日	野洲市長選挙 告示	
10月23日	野洲市長選挙 投票	
11月12日	青年部・局近畿ブロック会議	京都ロイヤルホテル
11月27日	志我塾（第4期第2講座）	クサツエストピアホテル
12月17日	志我塾（第4期第3講座）	琵琶湖ホテル

《 規約改正案要綱 》

1 「青年部・局」を「青年局」に統一

(理由)

党本部ならびに全国都道府県連の青年部と局の統一の流れに沿い滋賀県連においても青年部と青年局を統一し「青年局」とする。

1 青年組織参加資格「45歳」

1 役職の改正

青年局として統一するにあたり、従来の青年部長ならびに学生部長の廃止し青年局長代理および次長（学生担当・遊説担当）を新設する。

(理由)

青年部・局において数年前より学生部の立ち上げを協議してきており、県内の新規会員が増えた現状ではあるが県内の学生といわれる年齢（22歳まで）の会員は31名であり学生部の立ち上げに苦慮している。

学生部を立ち上げるために青年局内に学生を担当する役職を設け学生の新規入党を率先して行い学生部の立ち上げの足掛かりにする。

青年局への統一、青年部および学生部の廃止に伴う役職新設のための規約改正を行う。

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">自由民主党滋賀県連青年局規約</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 本青年組織は、自由民主党滋賀県支部連合会の青年局（以下、県連青年局という）と称し組織委員会青年局に管轄する。</p> <p>第 2 条 県連青年局の参加資格は満 18 歳以上満 45 歳の党员とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 機 関</p> <p>第 1 節 県連青年局長、局長代理及び次長</p> <p>第 4 条 県連青年局長は、青年組織を代表し、局務を総括し、青年局長代理は局長に事故があるとき、その職務を代行する。また次長を 2 名選任し 1 名は遊説担当、1 名は学生担当とする。</p> <p>2. 県連青年局長ならびに青年局長代理、次長の 2 名は、青年局大会で選任する。</p> <p style="text-align: center;">（3. 削除）</p> <p>3. 青年局長ならびに青年局長代理および次長 2 名は、各選挙区支部の青年局長とする。</p>	<p style="text-align: center;">自由民主党滋賀県青年部・局 規約</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 本青年組織は、<u>滋賀県支部連合会学生部、青年部及び青年局を以って組織し組織委員会青年局に管轄する</u></p> <p>第 2 条 本青年組織を構成する各部員、局員は次の各号によるものとする。 <u>2. 学生部員は満 18 歳以上の学籍のある党员とする。</u> <u>3. 青年部員は満 18 歳から満 35 歳の党员とする。</u> <u>4. 青年局員は満 36 歳から満 50 歳の党员とする。</u></p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 機 関</p> <p>第 1 節 県連青年局長、<u>県連青年部長</u>及び同次長</p> <p>第 4 条 県連青年局長は、青年組織を代表し、局務を総括し、<u>県連青年部長は、同次長として青年部を担当する。同次長は部・局を担当し、局長に事故があるとき、その職務を代行する。</u></p> <p>2. 県連青年局長は、<u>青年局大会</u>で選任する。</p> <p><u>3. 県連青年部長は、青年部大会で選任する。</u></p> <p><u>4. 同次長は、県連常任委員の中から常任委員会において若干名を選出し、局長が委嘱する。</u></p>

4. 県連青年局長、青年局長代理および次長2名の任期は1ヵ年とし、留任をさまたげない。任期内に欠員が生じ、補充選任された委員の任期は、その残任期間とする。

第2節 青年局役員会

第5条 青年局役員会は、青年局長・局長代理・次長および青年局常任委員を持って構成する。

第6条 青年局役員会は、本青年組織の運営について審議決定し、かつその執行にあたる。

第7条 青年局常任委員は、次の各号に定めるところによって選任する。

2. 各小選挙区支部青年組織より選出された小選挙区支部の市町代表者若干名

3. 各小選挙区支部代表以外に県連青年局長が指名することのできる委員各2名以内

第8条 青年局役員会は、県連青年局長が召集し、緊急を要するときは随時開催する。

第9条 県連常任委員は、その任期が満了又は終了した後でもそれぞれの手続きを経て、後任者が決定するまでは引き続きその職にあるものとする。

第3節 青年部大会及び青年局大会

第10条 青年局大会は、青年局の最高議決機関として地域および職域支部ごとに選出された大会代議員ならびに県連常任委員を以って構成する。

5. 県連青年局長、青年部長および同次長の任期は1ヵ年とし、留任をさまたげない。任期内に欠員が生じ、補充選任された委員の任期は、その残任期間とする。

第2節 県連常任委員会

第5条 県連常任委員会は、青年局長・同次長および県連青年局長の任命する県連常任委員を持って構成する。

第6条 県連常任委員会は、本青年組織の運営について審議決定し、かつその執行にあたる。

第7条 県連常任委員会は、次の各号に定めるところによって選任する。

2. 各小選挙区支部青年組織より選出された小選挙区支部代表若干名

3. 各小選挙区支部代表以外に県連青年局長が指名することのできる委員各2名以内

第8条 県連常任委員会は、県連青年局長が召集し、緊急を要するときは随時開催する。

第10条 県連常任委員は、その任期が満了又は終了した後でもそれぞれの手続きを経て、後任者が決定するまでは引き続きその職にあるものとする。

第3節 青年部大会及び青年局大会

第11条 青年部及び青年局大会は、それぞれ青年部及び青年局の最高議決機関として地域および職域支部ごとに選出された大会代議員ならびに県連常任委員を以って構成する。

<p>第 11 条 青年局大会は、それぞれ毎年 1 回青年局長が召集する。但し、青年局役員会において大会の開催を決定したときは、その決定の日から起算して 1 ヶ月以内に臨時青年局大会を召集するべきものとする。</p>	<p>第 12 条 <u>青年部および青年局大会</u>は、それぞれ毎年 1 回青年局長が召集する。但し、<u>県連常任委員会</u>において大会の開催を決定したときは、その決定の日から起算して 1 ヶ月以内に臨時<u>青年部大会</u>および青年局大会を召集するべきものとする。</p>
<p>第 12 条 大会の議長および副議長は、そのつど、大会において選出する。</p>	<p>第 13 条 大会の議長および副議長は、そのつど、大会において選出する。</p>
<p>第 13 条 大会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席者がなければ大会を開くことができない。</p>	<p>第 14 条 大会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席者がなければ大会を開くことができない。</p>
<p>第 14 条 大会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>第 15 条 大会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>第 4 節 青年局長会議</p>	<p>第 4 節 <u>青年部長及び青年局長</u>会議</p>
<p>第 15 条 青年局長会議は、それぞれ地域および職域支部の青年局長を以って構成する。</p>	<p>第 16 条 <u>青年部長および青年局長</u>会議は、それぞれ地域および職域支部<u>青年部長</u>および青年局長を以って構成する。</p>
<p>第 16 条 青年局長会議は、それぞれ青年局運営および組織活動ならびに政策に関し、重要な事項を審議決定するものとし、特に緊急を要する事項に関しては、青年局長会議の決定を以って、青年局大会の議決に代えることができる。</p>	<p>第 17 条 <u>青年部長および青年局長</u>会議は、それぞれ<u>青年部</u>および青年局運営および組織活動ならびに政策に関し、重要な事項を審議決定するものとし、特に緊急を要する事項に関しては、<u>青年部長</u>および青年局長会議の決定を以って、それぞれ<u>青年部</u>および青年局大会の議決に代えることができる。</p>
<p>第 17 条 青年局大会に代わる、青年局長会議の議決は、次の青年局大会に報告し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>第 18 条 <u>青年部</u>および青年局大会に代わる、<u>青年部長</u>および青年局長会議の議決は、それぞれ次の<u>青年部</u>および青年局大会に報告し、その承認を受けなければならない。</p>
<p>第 18 条 青年局長会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>第 19 条 <u>青年部長</u>および青年局長会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

<p>第5節 小選挙区支部青年組織</p> <p>略（条項のづれ）</p> <p>第4章 規約の改正</p> <p>第21条 本規約は、青年局大会、又は大会に代わる青年局長会議の承認を得なければ改廃することはできない。</p> <p>附則</p> <p>第22条 学生部規約は別途定めるものとする。</p> <p>第23条 本規約は平成8年7月27日より施行する。</p> <p>第24条 本規約は平成25年12月5日より施行する。</p> <p>第25条 本規約は平成29年2月4日より施行する。 但し、第1章第2条は平成30年12月31日までは50歳とする。</p>	<p>第5節 小選挙区支部青年組織</p> <p>略</p> <p>第4章 規約の改正</p> <p>第22条 本規約は、<u>青年部大会および青年局大会、又は大会に代わる青年部長会議および青年局長の会議の承認を得なければ改廃することはできない。</u></p> <p>附則</p> <p>第23条 学生部規約は別途定めるものとする。</p> <p>第24条 本規約は平成8年7月27日より施行する。</p> <p>第25条 本規約は平成25年12月5日より施行する。</p>
---	--

現行規約 _____ 部分を改正する

活動方針（案）

私たち青年党員は先代の知恵を引継ぎ日本の未来、社会の担い手であるという高い意識を持ち活動している。

また、自由民主党の使命、綱領ならびに政策に関し、建設的な具申を行い、党の主義主張の浸透に努め、若年層の政治意識の高揚を図る活動を行っている。

その様な意識のもと、活動を続けてきているが時代が進むにつれ様々な課題に直面するのも事実である。

昨年の18歳の選挙権への年齢引き下げ、またIT化が急速に進む中での情報ツールの多様化など、本来の活動では若年層への我が党の政策、主張が浸透しにくい現状である。

若者に対しより青年局の活動を周知するには、従来の制度にとらわれない柔軟な創意、工夫、活動が必要になってくる。

その様な点から青年局は下記について重点的に取り組む。

- 1 主たる活動の一つである遊説活動を定期的に展開する
- 1 第4期目を迎えた自民政治大学校「志我-shiga-塾」をより一層充実し主体的に政治に関われる場所として引き続き開催していく。
- 1 2年後の青年組織参加資格「45歳」に向け平成28年度45歳以下の党員776名を平成31年に目標1000名とし新規党員の獲得に尽力する。
- 1 青年局独自のHPを開設するなど多様な面から情報を発信する。
- 1 学生党員獲得のため党本部青年局と連携し「Real Youth Project」を開催するなどより多くの学生に党の魅力を発信する。